

〔新指定文化財〕

東久留米市では、市内に残る文化財のうち、市の歴史・文化を理解するものとして欠かすことのできない貴重なものを市の指定文化財とし、文化財の保護を図っています。令和3年1月時点で、市指定文化財は計70件でしたが、令和5年には計6件の文化財が新たに市指定文化財となりました。本号では、それら6件の新指定文化財についてご紹介します。※記載は指定順。

1. 七福神遊宴の図（市有形文化財第23号）



図1・七福神遊宴の図

縦 35.0 cm × 横 147.5 cm

（株式会社兼七所蔵：郡司恒夫氏撮影）

指定日 令和5年8月31日

作者 河鍋 暁雲（かわなべ きょううん）

年代 明治27年～明治30年代

村野家の民具調査が行われた折に、穀蔵の棚の上に、大風呂敷に包まれた状態の扁額が発見された。七福神の図が描かれており落款・画風から河鍋暁雲の作であることが分った。七福神たちの楽しい宴の様子から「七福神遊宴の図」（図1以下「遊宴の図」）と命名され、令和5年度の東久留米市有形文化財に指定されたものである。

画家・河鍋暁雲（文久3年～明治41年）は、父・河鍋暁斎（天保2年～明治22年）と母・登勢との間に次男として生まれた。幼名・周三郎。暁雲についての記述は非常に少ないため、父・暁斎が日々の生活を描いた『暁斎絵日記』（以下絵日記）を頼りに、修行の様子を追うこととした。明治13年～14年頃の断片ではあるが、まとまった『絵日記』として昭和57年（1982年）フランス（パリ）国立ギメ東洋美術館に所蔵されていることが分った。これによれば暁斎は周三郎に本格的に修行をさせるために、親子の関係を断って師と弟子の関係を強く意識していった。絵の修行の他に版元や職人との連絡などまで、頻繁に走り回る姿も描かれている。ギメ東洋美術館の最終頁には周三郎らしき人物の横に暁雲の文字が

書かれている。これは修行の成果を見て暁齋が彼の号を考えていた頃のものと思われる。

明治15～16年の『絵日記』には、周三郎は号暁雲を与えられ、弟子たちの中心となり活動するようになった。『河鍋暁齋翁伝』によれば明治19年より3年間を画道追求のため13県を遊歴した。旅の先々で「父の高名さを今更ながら知り、その恩を感じた」という。暁齋は帰京した暁雲の画道の上達を認め喜んだが、明治22年4月26日病没した。

暁雲は父の死後、河鍋家を継ぎ画業に専念し、明治23年第3回内国勸業博覧会に出品し「雷神」で一等賞を受ける程となった。明治27年には、父暁齋が生前、宮内庁より依頼を受けていた「百福図」を病のため完成せず没したことを明治天皇がお知りになり、改めて息子の暁雲に「百布袋之図」の揮毫を命じられた（現在皇居三の丸尚蔵館蔵）。これ以降、暁雲は御命で描いた画に類する依頼が多くなった。村野家の「遊宴の図」（図1）は、明治27年～30年前半期の制作と思われる。「百布袋之図」と「遊宴の図」の筆使いや色調に非常に近いものを感じ、比較してみると「百布袋之図」の最前列右端で右手に団扇を持つ布袋（図4）と「遊宴の図」（図5）の布袋のポーズが同じであることが分った。これは何か手本に相当するものがあるのではと、暁齋の下絵・画稿や出版物を手掛かりに調べたところ『暁齋畫談』（以下画談）の中の「七福神ノ図」（図2・図3）であった。手本となる『画談』は、見開き2頁の画面

に描かれているものを、暁雲は細長い扁額の画面（図1）に描いている。しかも手本では、中央の大黒と寿老人は、相撲の図であるが、「遊宴の図」では首引の遊びの図に変え、更に5人の唐子を加えて宴を楽しく盛り上げている。すなわち手本に模しつつも自己の創意で再構成したものである。この制作過程は粉本模写を中心とする狩野派の技法を伝承するものである。制作された作品とそれを証明する手本とが確かな形で現存していることは非常に少なく貴重なものである。言うまでもなく「遊宴の図」は「百布袋之図」と共に暁雲の代表作であり、今後の狩野派や暁雲関係の研究に貴重な資料作品となり得るものである。



図2・『暁齋畫談』内篇 卷之上 「七福神ノ図」

本作品は三代目村野七次郎の時代に、妻マスの実家の下田家より大正8年（1919年）頃に、村野マスの姉カマより三代目七次郎に譲られたものと推測される。現在株式会社兼七に保存されている。

（文筆：市文化財保護審議会 大柳久栄委員）

暁齋 筆



図3・『暁齋畫談』内篇 卷之上
「七福神ノ図」より部分

暁雲 筆



図4・「百布袋之図」より部分
（皇居三の丸尚蔵館 蔵）

暁雲 筆



図5・「七福神遊宴の図」より部分
（株式会社兼七 蔵）

2. 奉納幟（有形民俗文化財第32号～36号）

① 門前氷川神社（有形民俗文化財第32号）



長さ 8.6m × 幅 0.9m



② 南沢氷川神社（有形民俗文化財第33号）



長さ 8.8m × 幅 0.9m



③ 柳窪新田神明社（有形民俗文化財第34号）



長さ 7.6m × 幅 0.7m



④ 子ノ神社（有形民俗文化財第35号）



長さ 9.8m × 幅 0.9m



⑤ 下里氷川神社（有形民俗文化財第36号）



長さ 10.3m × 幅 0.9m



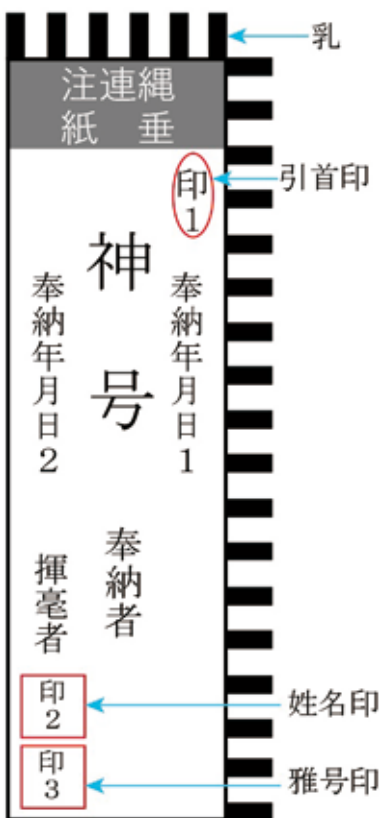
名称・所在地

- ① 奉納幟（門前氷川神社：氷川台 1-12-2）
- ② 奉納幟（南沢氷川神社：南沢 3-5-8）
- ③ 奉納幟（柳窪新田神明社：南町 2-3-17）
- ④ 雨乞い幟（子ノ神社：小山 1-14-25）
- ⑤ 奉納幟（下里氷川神社：下里 2-9-32）

指定日 令和5年10月31日

員数 5対（10枚）

凡例（奉納幟）



今回、指定された幟は、縦長の旗の上部と片側側面に竿を通す乳などが付けられたもので、「奉納幟」と呼ばれます。「奉納幟」は、江戸時代初期に始まり、正徳・享保年間(18世紀前半)から徐々に普及し、文化・文政期(19世紀前半)に急増したと推定されます。主に五穀豊穡を願い、寺社へ奉納するために制作されたものです。通常は一对で用意されるもので、指定された奉納幟も全て一对で保管されていました。奉納幟は、鳥居の両脇に立てられ、鳥居とともに、神聖な場所である神社境内との結界を示しています。

東久留米市内には、神社5社に氏子中により奉納された幟が現存しています。制作に関する文書が残されていないため、詳細については不明ですが、幟の年紀から、江戸時代後期(文化8(1811)年)から幕末(慶応2(1866)年)にかけて奉納されたものであることが分かります。

幟の寸法は、大きなもので長さ16mのものが知られていますが、今回の指定文化財では、下里氷川神社の幟が一番大きく、長さ約10.3m、幅は約0.94mです。また、一番小さな柳窪新田神明社の幟は、長さ約7.6m、幅約0.74mで、残りの幟は、長さが8m～9m、幅が約0.9mです。幟の素材は、全て白地の木綿で、片側の側面と上部に竿を通して立てるための乳が付けられている点が共通しています。ただし、乳を付けた側面や数などの点で違いがみられます。



注連縄と紙垂
(南沢氷川神社)

各幟に施された文字や絵柄をみると、上部には注連縄が描かれ、そこから垂れた紙垂がみられ、その下部に神号、奉納者、神号の左右に奉納年月日、左下に揮毫者の署名と落款が押されています。記された文字は、型染(注連縄の一部は引染)です。

神号の文字は、地元の著名人などに依頼して揮毫してもらうことが多く、奉納者の左側に記された揮毫者名から、門前氷川神社は三井親孝の揮毫とわかります。三井親孝は江戸時代の書家で、江戸時代中期の書家として知られる三井親和の子です。南沢氷川神社は関晴光の揮毫、柳窪新田神明社は山本道人の揮

毫、子ノ神社は田中信久の揮毫、下里氷川神社は綾岡の揮毫です。綾岡は、江戸時代後期から明治時代にかけての絵師、書家である綾岡輝松、画家の綾岡有真親子が知られています。

指定文化財となった奉納幟は、江戸時代からの祭礼に対する村の人々の想いを伝える資料であり、制作時の染色技法などとともに、使用に伴う修復痕も残されており後世まで大切に使われてきたことを示す資料です。また、文化・文政・天保と連続した時期に奉納された幟が市内に残されているという観点でも貴重な資料といえます。



下里氷川神社に立てられた奉納幟

(2023年元旦撮影)

〔編集〕東久留米市郷土資料室(教育委員会生涯学習課文化財係)

〒203-0033

東京都東久留米市滝山4-3-14 東久留米市わくわく健康プラザ内

電話 042-472-0051 FAX042-472-0057